

電気重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください

1. 電気需給契約のお申し込みと供給開始日について

- ・ お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款【低圧】、電気重要事項説明(本書面)、(販売代理事業者にて契約され該当する場合)販売代理事業者の定める規約等、一般送配電事業者が定める託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、指定の様式または Web サイトにてお申し込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。
- ・ 申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いすることがあります。
- ・ 供給開始予定日は、原則として、東急パワーサプライにてお申し込みを受け付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取り替え等に要する期間)が経過した日以降となります。ただし、転居先での電気需給契約の場合は、原則として、お客さまご希望の日付より供給開始いたします。
- ・ 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに販売代理事業者へその旨をお申し出いただく必要がございます。

2. スマートメーターへの取替等について

- ・ 小売電気事業者切替にあたって、スマートメーターが未設置のお客さまに関しては、計量器の取替工事が行われます。工事にあたっては以下の点についてご注意ください。
- ・ 工事は東京電力パワーグリッド株式会社が委託した工事会社が単独で実施します。
- ・ 工事会社よりお客さま宛に、事前に電話等にて連絡を行い、工事日をお知らせします。ただし、連絡が取れない場合は、直接工事会社が訪問する場合があります。
- ・ 敷地内への立入等、お客さまとの立会作業が必要となる場合があります。
- ・ 原則として、無停電工事であるものの、現場状況により停電工事が発生する場合があります。
- ・ 原則として、工事等に要するお客さまの費用負担はありません。供給開始等に伴い工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り算定した実費を販売代理事業者がお客さまに請求いたします。

3. 電力契約解除に伴う不測の不利益について

- ・ 従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。
 - ① 過去電力使用量の照会不可
 - ② 解約に伴う違約金の発生(複数年契約等の場合)
 - ③ 発行ポイントの失効
 - ④ 継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア
 - ⑤ 電気ご使用量のお知らせ(検針票)の戸別配布終了
 - ⑥ 従前の小売電気事業者にて新規申込受付を終了している契約メニューへの再申込不可
例)東京電力エナジーパートナー株式会社の場合:電化上手 等

4. ご契約の内容について

- ・ 契約種別については、小売電気事業者の切り替えの場合には、電気需給約款【低圧】に定めるもののうち、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約種別等に対応するものを適用し、契約電流・容量・電力は従前の小売電気事業者との間で適用されているものと同等のものとします。新たに電気供給を開始する場合には、使用設備状況により契約種別・契約電流を定めます。
- ・ お客さまの使用設備状況等によっては、契約電流等についてお客さまのご申告による場合または 30A とさせていただきます。また、ブレーカー工事が必要になる場合があります。
- ・ 契約電流が 15A 以下の場合等、東急パワーサプライが提供をしていない契約電流等ではご契約いただけません。ご契約いただくためには、アンペア数の変更等が必要となります。
- ・ 契約電流が 20A の場合には、原則として東急パワーサプライが指定する販売代理事業者を通じてお申込みいただいた場合に限り、ご契約いただくことができます。
- ・ 供給電圧は 100V、200V、100V および 200V のいずれかとし、周波数は 50Hz とします。
- ・ 低圧電力のご契約は、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

5. 電気ご使用量や電気料金の計算方法について

- ・ 電気使用量等の計測は一般送配電事業者が設置した計量器により実施し、その計量値を受領後に料金を計算いたします。
- ・ 電気料金は、電気需給約款【低圧】の別表にもとづいて計算されます。
- ・ 料金の算定期間は、原則として前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間になります。ただし、契約終了時や転居先での電気需給契約における契約開始月等、上記によらない場合があります。
- ・ お客さまが電気の契約先をご検討される際の比較しやすさを考慮し、東急パワーサプライの電気料金は、東京電力エナジーパートナー株式会社の経過措置料金と同様の料金構成(基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金)とするともに、燃料費調整額は同社と同じ計算方法を採用しております。
- ・ 販売代理事業者は、販売代理事業者に申し込みをしたお客様に対して、でんき・ガス割規約に基づく割引を提供致します。
- ・ 電気使用量および請求金額は、販売代理事業者が発行する利用明細書にてご確認ください。

6. 電気料金のお支払いについて

- ・ 電気料金のお支払いには、販売代理事業者が定めるお支払い方法をご選択いただけます。詳しくは販売代理事業者までお問い合わせください。

電気重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください

- ・ その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金等、一般送配電事業者から東急パワーサプライに請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。
- 7. 電気の需給に関するお客さまご協力をお願い**
- ・ 電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。
 - (1) 供給設備の施設等に関する事項
一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等に関する協力
 - (2) 給電指令の実施または制限・中止に関する事項
一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむを得ない場合、または需給上・保安上必要がある場合における需要者の電気の使用の制限・中止への協力
 - (3) 需要場所への立入りに関する事項
供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計・施工、改修または検査に伴う、土地、建物への立入りへの協力
不正な電気の使用の防止等に必要、需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査、または需要者の電気の使用用途の確認に伴う土地、建物への立入りへの協力
計量値の確認、供給の開始、廃止、停止、その他一般送配電事業者の電気工作物に関わる保安の確認に必要な措置に伴う土地・建物への立入りへの協力
 - (4) 電力品質維持に関する協力
負荷の特性等(不平衡負荷、電圧・周波数変動、波形ひずみ、高調波等)により他者の電気の使用を妨害、または妨害するおそれがある場合等における、必要な調整装置または保護装置の需要場所への施設あるいは一般送配電事業者の供給設備の変更または専用供給設備の施設への協力
- 8. 契約期間と契約更新について**
- ・ 契約期間は電気需給契約が成立した日から、供給開始日以降1年目までの日とします。
 - ・ ただし、契約期間満了に先立ってお客さままたは東急パワーサプライから別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は契約期間終了後も1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 9. お客さま希望による契約変更または解約について**
- ・ 転居の場合は、電気の使用停止日が決まり次第、3営業日前までに解約のお申し出をいただくことで、電気需給契約を解約することができます。お問い合わせ先までご連絡ください。
 - ・ 契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、以下に記載するお問い合わせ先までご連絡ください。
- 10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について**
- ・ 東急パワーサプライは、次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約を解除することができます。
 - ① 電気需給約款【低圧】によって電気の供給を停止されたお客さまが東急パワーサプライの定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ② お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだと東急パワーサプライが判断した場合
 - ③ 電気料金について、規定する支払期日までにお支払いがなされなかった場合
 - ④ 販売代理事業者の提供するサービスの料金等について、それらのサービス約款等に定める債務の履行を怠った場合
 - ⑤ その他、お客さまが電気需給約款【低圧】等の規定に違反した場合
- 11. 無契約状態となった場合の手続きについて**
- ・ お客さまがクーリング・オフを希望される場合や、10.に記載した事由によって東急パワーサプライより契約を解除された場合等には、無契約状態となり電気の供給が停止するおそれがあります。そのため、他の小売電気事業者の小売供給契約を申し込むか、東京電力パワーグリッド株式会社の特定小売供給を申し込む必要があります。
- 12. 電気料金の改定に関するお客さま承諾について**
- ・ 東急パワーサプライは、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款の改定または発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合、電気需給約款等を改定することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日を東急パワーサプライ Web サイト、電子メールその他の方法により、お客さまに通知いたします。
 - ・ 新たな電気料金をご承諾いただけない場合、新たな電気需給約款等の適用開始日の10日前までに販売代理事業者に対してご解約のお申し出をいただくことで、契約を解除することができます。
 - ・ 解約のお申し出が上記期限まででない場合は、電気需給約款等の変更をご承諾いただけたものとみなします。
- 13. 電磁的交付について**
- ・ 東急パワーサプライまたは販売代理事業者は、電気需給約款【低圧】、各種説明書(これらの変更を含みます)、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付(郵送)に代え、東急パワーサプライ Web サイト、電子メール等の東急パワーサプライまたは販売代理事業者所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。
 - ・ お客さまは、契約更新、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。

電気重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください

- (1) 電気需給契約を更新するとき
 - ① 供給条件の説明を行う場合 更新後の契約期間のみを電磁的交付することなく説明すること
 - ② 契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容
東急パワーサプライの名称および住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号
- (2) 電気需給約款等を変更するとき((3)に定める場合を除く)
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合 当該変更をしようとする事項のみとすること
 - ② 契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容
東急パワーサプライの名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号
- (3) 電気需給約款等を変更するときであって、法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合
 - ① 供給条件の説明を行う場合 変更をしようとする事項の概要のみを電磁的交付することなく説明すること
 - ② 契約締結後の電磁的交付 これを行わないこと

14. 個人情報の取り扱いについて

- ・ 東急パワーサプライは、お客さまの個人情報(お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を東急パワーサプライが独自で取得したものを含みます。)を別紙に記載した目的で利用いたします。

15. お問い合わせ先

- ・ 申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、以下の窓口へお問い合わせください。

株式会社 東急パワーサプライ (小売電気事業者登録番号 A0069)

お客さまセンター 一般電話・携帯・PHS から 0120-109-708 受付時間:9:30~18:30

- ・ 販売代理事業者の連絡先

株式会社広域高速ネット二九六

一般電話・携帯・PHS から 0120-533-296 受付時間 9:00~18:00

■クーリング・オフに関する事項

本契約が訪問販売・電話勧誘販売でご契約された場合で、お客さまがクーリング・オフを行おうとするときは、お申込書(お客様控え)裏面に記載された事項をよく読んでお手続きください。